

入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式(特別簡易型))を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和6年4月19日

西臼杵支庁長 黒岩 賢二

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和5年度県単補修第01-11-01号
国道218号外 舗装路面応急補修工事(指定期間・前期)
- (2) 事 業 名 舗装補修事業
- (3) 路線(河川)名 一般国道 218号外 国道3路線 県道13路線
- (4) 工 事 場 所 西臼杵支庁管内
- (5) 工 期 本契約成立の日から令和6年9月30日まで
- (6) 工 事 概 要 舗装打換工 A=700m²
切削オーバーレイ工 A=150m²
オーバーレイ工 A=600m²
区画線工 L=1200.0m
高視認性区画線 L=150.0m
- (7) 予 定 価 格 落札者決定後公表
(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (8) 適 用 制 度 低入札価格調査制度
- (9) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事である。
- (10) 施工体制評価型総合評価落札方式の型式 特別簡易型
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和6・7年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	舗装工事	等級区分	A級
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。 ただし、当該営業所が主たる営業所(本店)以外のものである場合にあつては、準県内建設業者取扱要領第4条に規定する準県内建設業者の認定を受けていること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績があること。 ア 平成21年度以降に完成した国、都道府県、市町村発注工事であること。 イ 主たる工事内容が舗装工事であること。 ウ 施工場所が宮崎県内であること。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注1)として専任で配置することができること。ただし、次のいずれかに該当する場合は専任を要しない。 ・ 主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(注2) ・ 請負代金の額が4,000万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・ 一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・ 二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・ 舗装工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあつては、舗装工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
その他の事項	条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書2に示す事項		

注1 下請契約の請負代金の総額が4,500万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注2 「監理技術者制度運用マニュアル」及び「宮崎県公共事業情報サービス(R2. 12. 1 監理技術者補佐の取扱について)」をご確認ください。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス:http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

観 覧 場 所 : 西臼杵支庁 (西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地)

観 覧 期 間 : 令和6年4月19日から令和6年5月9日まで

(ただし、当事務所の閉所日・閉所時間を除く。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和6年4月19日から 令和6年5月9日まで	宮崎県公共事業情報サービスで閲覧(※1)・ダウンロード可 西臼杵支庁で閲覧・貸出 (※2)
質問の受付	令和6年4月19日から 令和6年4月24日 17:00まで (令和6年5月2日 17:00まで)	技術申請書に関する質問 ()は、設計図書など上記以外に関する質問 西臼杵支庁へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 技術申請書に関する質問は質問受付期日の翌日の正午までに、 (設計図書などに関する質問は入札書受付開始日の前日の正午 までに)回答がない場合は、同日の午後3時まで、必ず、電話に て確認をしてください。 (西臼杵支庁入札質問受付フォーム) https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/4M2LXxXm
回答の閲覧	令和6年4月19日から 令和6年5月9日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
技術申請書の 受付期間	令和6年4月19日から 令和6年4月30日 17:00まで	西臼杵支庁へ宮崎県電子申請システムで行うこと。(※3) (西臼杵支庁技術申請書受付フォーム) https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/f0fhfw1V
評価内容 疑義申立て 期間	令和6年5月2日 17:00まで	西臼杵支庁に電話にて確認をしてください。
入札書 受付期間	令和6年5月8日 7:00から 令和6年5月9日 13:20まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事内訳書の添 付のない入札は無効となります。
開札日時	令和6年5月9日 13:30	西臼杵支庁(入札室)
低入札調査資 料の提出期限	令和6年5月13日 17:00まで	西臼杵支庁に持参すること。
入札結果 の公表(※4)	令和6年5月16日から 令和8年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス (<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)

(※2) 発注機関における受付・閲覧・貸出は、宮崎県の休日を守る条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。

(※4) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書7により技術申請書を提出すること。

(2) 評価基準

1) 評価基準については、施工体制評価型総合評価落札方式評価基準(簡易型・特別簡易型)を参照すること。

2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は10点とする。

3) この入札において「受注状況」における「過去1年間の受注額」の対象となる工事は、令和5年4月12日から令和6年4月11日までに契約した当初契約とする。

6 契約後VE方式の実施に関する事項

(1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

(2) VE提案者への評価

採用されたVE提案については、当該工事に係る工事成績評価において評価対象とする。

7 低入札価格調査

(1) 調査基準価格及び失格基準価格

本工事は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領(平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め)(以下「要領」という。)による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。

調査対象者(失格基準価格による失格者を除く調査基準価格を下回った入札を行った者をいう。)がいる場合は、落札決定を保留し、調査対象者が評価値の最も高い者である場合は、低入札価格調査を実施した上で、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

また、調査対象者が本工事を契約する場合、適正な履行を確保するための措置を講じることとする。(詳細は、別紙「低入札価格調査制度適用工事に関する事項」を参照すること。)

(2) 低入札価格調査における失格判断基準

要領第8条に規定する低入札価格調査における失格判断基準について、同条第1項第1号に規定する「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点(舗装工事)」は「85点」とする。

8 その他の事項

- ・ 条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書2を参照のこと。)

- ・ 本工事は、「地産地消(県産資材活用)」の評価対象工事である。
- ・ 本工事は、工事写真及び工事完成図の電子納品の試行対象工事である。
- ・ 本工事は、情報共有システム活用試行対象工事である。
- ・ 本工事は、建設現場における快適トイレ設置の対象工事である。
- ・ 本工事は、CCUS活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

評価パターン9

1 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	地域要件	
			特定舗装工事 ウェイト	配点
企業の技術力	施工実績 <過去15年間の同種工事(国、県)の施工実績>	配点 × $\frac{\text{実績件数}}{3 \text{ 件(満点件数)}}$ 実績件数 ≤ 3件 (3件以上は満点)	38	12
	県工事成績 <過去5年間の県工事成績(同一業種)の平均点>	配点 × $\frac{(\text{工事成績点} - 65 \text{ 点})}{(83 \text{ 点} - 65 \text{ 点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		26
	受注状況 <環境森林部、農政水産部、県土整備部>	舗装工事における過去1年間の受注状況 K ≤ 1.0 " 1.0 < K ≤ 2 " 2 < K		0 -10 -20
企業の取組	評価の対象外			
	評価の対象外			
	不履行のペナルティ	当該年度、又はその前年度において、「若手技術者の育成」又は「建設キャリアアップシステムの活用」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった 当該年度、又はその前年度において、「若手技術者の育成」、「建設キャリアアップシステムの活用」両方の項目の評価を受け受注したが、不履行があった		-2 -4
企業の地域社会貢献度	地域精通度	西臼杵支庁管内 に本店がある	44	16
		西臼杵支庁管内 に支店又は営業所がある		8
		上記に該当しない		0
	地域貢献・災害時の協力体制	ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(広域応援)にある		12
		ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(支管内応援)にある		10
		ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、知事との防災協定に加入している		5
	公共施設保全への取組み	西臼杵支庁管内 で舗装路面応急補修工事(指定期間契約分)又は地域総合メンテナンス業務(道路の異常時パトロール及び応急維持管理業務に限る。)道路パトロール、緊急施工工事(港湾関係は除く)の実績がある		10
		宮崎県内 で舗装路面応急補修工事(指定期間契約分)又は地域総合メンテナンス業務(道路の異常時パトロール及び応急維持管理業務に限る。)道路パトロール、緊急施工工事(港湾関係は除く)の実績がある		5
		上記に該当しない		0
	環境保全対策への取組み	ISO14001又はエコアクション21を取得している		2
地産地消への取組	指定資材の全てを県産資材とする	2		
雇用の状況 <新規学卒者、障がい者、消防団員>	該当する者を2名以上雇用している(又は、指定学科卒業の新規学卒者を1名雇用している)	2		
	該当する者を1名雇用している	1		
	上記に該当しない	0		
配置予定技術者の能力	工事成績 <過去5年間の同一業種の工事成績(国・県)の最高点>	配点 × $\frac{(\text{工事成績点} - 65 \text{ 点})}{(83 \text{ 点} - 65 \text{ 点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点	17	15
	舗装専門資格の保有 <舗装工事の場合>	1級舗装施工管理技術者の有資格者である。(1年以上の継続雇用)		2
		2級舗装施工管理技術者の有資格者である。(1年以上の継続雇用)		1
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し	-6	
		入札参加資格停止(3か月以上)	-5	
		入札参加資格停止(1か月以上3か月未満)	-4	
		入札参加資格停止(1か月未満)	-3	
		上記に該当しない	0	
得点(満点)			99	

2 総合評価の方法及び同種工事の設定

○評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 10点(加算点(満点)) × 評価項目ごとの得点の合計値 / 99 (得点(満点))

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札額 = (基礎点(90点) + 施工体制評価点(10点) × 加算点) / 入札額

※ 施工体制評価点(10点)については、調査基準価格以上の入札者に加算する。

○同種工事等の設定

同種工事	同種工事の名称	同種工事の番号	備考
	道路等に関する舗装工事	土木-2	詳細を表2に記載

3 県産資材の設定

資材の名称	規格	対象数量	単位	備考
再生密粒度アスファルト混合物	設計図書による	設計図書による	設計図書による	

表2 同種工事の詳細

同種工事の名称	道路等に関する舗装工事	同種工事の番号	土木-2
<p><同種工事の定義></p> <p>「道路等に関する舗装工事」とは、①～⑤の全てを満たす工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国又は都道府県が発注した工事 ②宮崎県内で施工した工事(配置予定技術者は除く) ③当初契約額又は最終契約額が400万円以上の工事 ④主たる工事の内容が「道路等に関する工事」である工事 ⑤主たる工種の内容が「舗装工事」である工事、又は施工面積が1万㎡以上の舗装を施工する工事 			
<p>1. 国又は都道府県に該当する発注者</p> <p>国 :国土交通省、農林水産省など 都道府県 :知事部局、教育庁、警察本部、企業局など</p> <p>(該当しない発注者)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など</p> </div> <p>2. 「道路等に関する舗装工事」とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路等に関する工事とし、対象とする道路等とは、国道、県道、臨港道路、市町村道、農道、林道(林業専用道、森林作業道は含まない)、都市公園内の園路、港湾の荷さばき場、漁港の野積み場、公共土木施設又は県営住宅の駐車場とする。なお、空港内における舗装工事も含む。</p> <p>(注)ア. 一般に供用する仮道も含む。 (※一般車両を通過させない工事用道路又は管理用道路は含まない。)</p> <p>イ. 道路管理者以外が発注した工事も対象とする。 ウ. 災害復旧工事などの道路事業以外の事業も対象とする。</p> <p>3. 「舗装工事」に該当する工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、上層路盤工、歩道舗装、透水性(排水性)舗装など</p> </div> <p>「舗装工事」に該当しない工事</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○土木一式工事</p> <p>盛土工、切土工、路床工、下層路盤工、擁壁工、片栈道橋工、橋梁上下部工、トンネル工、函渠工、など</p> <p>○法面工</p> <p>モルタル(コンクリート)吹付工、植生基材吹付工、落石防止網工、法粹工 など</p> <p>○その他</p> <p>抑止杭工、アンカー工、防護柵工、区画線工、歩道のブロック張工(インターロッキング工)など</p> </div>			

(別紙)

低入札価格調査制度適用工事に関する事項

本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事であり、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領(以下「要領」という。)の規定に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 低入札価格調査を必要とする基準として調査基準価格を設定している。(要領第2条)
- 2 調査基準価格を下回る入札(以下「低価格入札」という。)の場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として失格基準価格を設定している。(要領第3条)
- 3 開札の結果、失格基準価格により失格となる者(以下「失格者」という。)を除く低価格入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)がいる場合は、落札決定を保留する。(要領第5条)
- 4 失格者を除く低価格入札者(以下「調査対象者」という。)は、最高評価値者(総合評価落札方式にあつて評価値が最も高い者をいう。)であつても落札者又は落札候補者とならない場合がある。(要領第7条)
- 5 調査対象者は、低入札価格調査に協力すること。(要領第7条)
- 6 調査対象者が契約する場合、以下の措置を講じること。(要領第13条)
 - (1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者注)を1名現場(工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。)に専任で追加配置(以下「追加配置技術者」という。)することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。
 - (2) 工事現場における施工体制点検の点検要領(平成13年4月13日技術企画課定め)による重点調査の対象とする。
 - (3) 土木工事施工管理の統一事項(平成22年7月県土整備部定め)による重点監督の対象とする。
 - (4) 低入札価格調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく低入札価格調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに発注機関に報告しなければならない。
- 7 低価格入札者が契約する場合、工事完成後の確認調査を実施する。(要領第14条)

注) ここでいう技術者とは、入札公告で定める配置予定技術者に関する事項を満たす者を示す。